

【沿革略記】

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五三年四月二六日法律第三〇号をもつて公布、同年一〇月一日から施行）

改正

（昭和五九年五月一日法律第二三号附則をもつて同法中改正、同年八月一日より施行）

（昭和五九年五月一日法律第二四号附則をもつて同法中改正、同年七月一日から施行）

（昭和六〇年五月二八日法律第四一号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行）

（平成五年一月一日法律第八九号をもつて同法中改正、同六年一〇月一日から施行）

（平成六年一月二四日法律第一一六号をもつて同法中改正、同七年七月一日から施行）

（平成八年六月二日法律第六八号をもつて同法中改正、同九年四月一日から施行）

（平成一〇年五月六日法律第五一号をもつて同法中改正、同一年一月一日から施行）

（平成一一年一月二二日法律第一六〇号をもつて同法中改正、同一年一月六日から施行）

（平成一一年一月二二日法律第二二〇号附則をもつて同法中改正、同一年一月六日から施行）

行）

（平成一五年五月二三日法律第四七号をもつて同法中改正、特許関係料金の改定に関係した改正規定は、同一年四月一日から、その他の改正規定は同年一月一日から施行）

